

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
第3回総会・第2回常任委員会合同会議

別冊資料



日時：令和7年5月21日（水）

場所：弘前文化センター2階小ホール

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
第3回総会・第2回常任委員会合同会議別冊資料**

資料 1 : 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過	・・・ 1
資料 2 : 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧) 進捗状況	・・・ 6
資料 3 : 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿	・・・ 8
資料 4 : 総務企画専門委員会における審議決定事項	
①青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市識別用品整備要項	・・・ 11
②青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市遺失物・拾得物取扱要項	・・・ 13
③青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市保険加入要項	・・・ 27
④青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市案内所及び休憩所設置運営要項	・・・ 31
⑤青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項	・・・ 33
⑥青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市企業協賛取扱要項の一部改正	・・・ 48
⑦青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項の一部改正	・・・ 53
⑧青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市大会活性化プラン	・・・ 67
資料 5 : 競技式典専門委員会における審議決定事項	
①青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市式典実施要項	・・・ 98
②青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市情報通信業務実施要項	・・・ 100
資料 6 : 宿泊衛生専門委員会における審議決定事項	
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会 設置要項	・・・ 102
資料 7 : 輸送交通専門委員会における審議決定事項	
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市競技会場管理運営要項	・・・ 103
資料 8 : 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則	・・・ 106
資料 9 : 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会総会から常任委員会への委任 事項	・・・ 110
資料 10 : 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会規程	・・・ 111
資料 11 : 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会名簿	・・・ 113

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 月 日	経 過 内 容
平成２７年 ９月１８日	青森県知事が青森県議会（平成２７年９月定例会）の提出議案説明において、平成３７年に開催される第８０回国民体育大会本大会の本県招致を表明
１０月 ９日	青森県議会が「第８０回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
１１月２０日	青森県知事、青森県教育長、公益財団法人青森県体育協会会長が、文部科学省及び公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成２８年 １月１３日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
８月３１日	第８０回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第１回総会
平成２９年 ４月１９日	<u>第８０回国民体育大会青森県準備委員会第２回常任委員会において、第８０回国民体育大会会場地市町村第一次内定【体操（競技、新体操）、ソフトボール、弓道、空手道、高等学校野球（硬式、軟式）】</u>
５月２４日	第８０回国民体育大会青森県準備委員会第２回総会
平成３０年 １月１５日	<u>第８０回国民体育大会青森県準備委員会第３回常任委員会において、第８０回国民体育大会会場地市町村第二次内定【クレ射撃】</u>
７月１０日	第８０回国民体育大会青森県準備委員会第３回総会
８月３０日	第８０回国民体育大会青森県準備委員会が第８０回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
１２月２１日	<u>第８０回国民スポーツ大会青森県準備委員会第５回常任委員会において、第８０回国民スポーツ大会会場地市町村第四次内定【体操（トランポリン）】</u>
令和 元年 ５月２８日 ～２９日	<u>中央競技団体正規視察【高等学校野球】</u>
６月１４日	<u>第８０回国民スポーツ大会青森県準備委員会第６回常任委員会において、第８０回国民スポーツ大会会場地市町村第五次内定【ライフル射撃（５０ｍ／１０ｍ・ＡＰ、ＢＰ・ＢＲ）】及びデモンストラーションスポーツ会場地市町村第二次内定【マスターズ陸上競技】</u>

年 月 日	経 過 内 容
6月26日	<u>中央競技団体正規視察【弓道】</u>
7月 1日	<u>中央競技団体正規視察【ソフトボール（弘前市分）】</u>
7月26日	<u>中央競技団体正規視察【クレール射撃】</u>
7月29日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会
7月30日	<u>中央競技団体正規視察【体操】</u>
8月29日	<u>中央競技団体正規視察【空手道】</u>
11月 6日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃（弘前市分）】</u>
令和 2年 6月 1日	青森県知事、青森県教育庁、公益財団法人青森県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会（書面決議）
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
10月 8日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
11月20日	第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会第1回会議
令和 3年 2月 1日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会デモンストラレーションスポーツ会場地市町村第四次内定【ビリヤード】</u>
7月 9日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会（書面決議）
令和 4年 3月23日	<u>第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会より会場地決定の通知【フライングディスク、ボッチャ】</u>
4月 1日	<u>弘前市健康こども部スポーツ振興課内に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室を設置（専任職員3名）</u>
6月27日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立発起人会を開催</u>

年 月 日	経 過 内 容
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会
8月23日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立総会・第1回総会を開催</u>
12月21日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回常任委員会において、ソフトボール（成年女子）の競技会場を、【弘前市運動公園野球場、弘前市運動公園多目的運動場】から【弘前市運動公園野球場、岩木山総合公園野球場】に変更</u>
令和 5年 2月14日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回常任委員会を開催</u>
4月 1日	<u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室から国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室へ名称変更</u>
4月25日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃（弘前市分）】</u>
7月 5日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催</u>
7月10日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催</u>
7月11日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回競技式典専門委員会を開催</u> <u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回輸送交通専門委員会を開催</u>
7月20日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の開催地を青森県に決定し、令和8年10月10日（土）～20日（火）の11日間とする会期の決定が承認され、同決定をもって第25回全国障害者スポーツ大会の青森県開催も決定
8月18日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第2回常任委員会を開催</u> <u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第2回総会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回総会を開催</u>
9月20日	第25回全国障害者スポーツ大会の会期を令和8年10月23日（金）～26日（月）の4日間とする旨文部科学省およびパラスポーツ協会の承認を得て決定

年 月 日	経 過 内 容
1 2 月 8 日	公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において青の煌めきあおもり国スポ競技会会期が決定
令和 6 年 2 月 5 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回総務企画専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催</u>
2 月 1 3 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回競技式典専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回輸送交通専門委員会を開催</u>
3 月 5 日	<u>令和5年度日本スポーツ協会第4回国スポ委員会において体操（トランポリン）の会場を【青森県武道館】から【岩木山総合公園体育館】に変更</u> <u>令和5年度日本スポーツ協会第4回国スポ委員会においてデモンストレーションスポーツ ビリヤードの会場名を【弘前朝日会館マンハッタンクラブ】から【朝日会館マンハッタンクラブ】に変更</u>
5 月 2 8 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回総会・第1回常任委員会合同会議を開催</u>
5 月 3 1 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会14回競技運営専門委員会において競技別リハーサル大会を決定</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会14回競技運営専門委員会においてデモンストレーションスポーツ競技会会期を決定</u>
6 月 4 日	<u>（公財）日本スポーツ協会令和6年度第1回国民スポーツ大会委員会において、岩木山総合運動公園野球場で開催されるソフトボールの競技会日程を変更</u>
8 月 2 0 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回総務企画専門委員会を開催</u>
8 月 2 6 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会から青の煌めきあおもり国スポ競技リハーサル大会（空手道）競技日程変更承認通知書受理</u>
9 月 5 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回宿泊衛生専門委員会を书面開催</u>
1 0 月 1 6 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会から青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会（トランポリン）競技日程変更承認通知</u>

年 月 日	経 過 内 容
令和 7 年 2 月 4 日	<u>書受理</u>
	1 2 月 1 2 日 公益財団法人日本スポーツ協会令和 6 年度第 3 回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポの総合開・閉会式会場が屋外会場の「カクヒログループアスレチックスタジアム」から、屋内会場の「マエダアリーナ」に変更
	1 2 月 2 0 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第 2 回全国障害者スポーツ大会専門委員会において、青の煌めきあおもり障スポ競技別会期の決定
	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第 2 回競技式典専門委員会及び第 2 回輸送交通専門委員会を開催</u>
	2 月 6 日 <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第 3 回総務企画専門委員会及び第 3 回宿泊衛生専門委員会を開催</u>
	3 月 4 日 <u>(公財) 日本スポーツ協会令和 6 年度第 4 回国民スポーツ大会委員会において、クレ－射撃競技日程を変更</u>
	3 月 7 日 <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会から青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会（ソフトボール、ライフル射撃、クレ－射撃）大会名変更承認通知書受理</u>

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）進捗状況

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026		
	令和3年度（5年前） 三重県（中止）	令和4年度（4年前） 栃木県	令和5年度（3年前） 鹿児島県	令和6年度（2年前） 佐賀県	令和7年度（1年前） 滋賀県	令和8年度（開催年）		
市体制・主要行事		国スポ・障スポ 準備室設置	日本スポーツ協会・ 文部科学省総合観察 大会開催・会期決定		中央競技団体 最終観察 リハーサル大会開催	第80回国民スポーツ 大会開催 第25回全国障害者 スポーツ大会開催	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催	第5回実行委員会総会（解散総会） 大会決算書 大会報告書
準備組織		準備委員会 設立発起人会開催 準備委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催	準備委員会第2回総 会・実行委員会第1 回総会開催 総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催 庁内推進本部設置	実行委員会 第2回総会開催 リハーサル大会 実施本部設置	実行委員会 第3回総会開催 実施本部設置	実行委員会 第4回総会開催		
総務企画専門委員会	県準備委員会との 連絡調整		県実行委員会との 連絡調整					
		開催推進総合計画 策定・進捗管理		大会運営 ガイドライン策定	大会実施本部 運営マニュアル作成			
	リハーサル大会 開催経費検討		企業協賛取扱 要項策定	協賛の推進				
	開催経費検討			リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会 予算執行・決算			
					開催経費 予算編成	開催経費 予算執行・決算		
				識別用品 整備要項策定	リハーサル大会用 識別用品整備	識別用品整備		
				遺失物・拾得物 取扱要項策定	リハーサル大会遺失 物・拾得物取扱実施	遺失物・拾得物 取扱実施		
				保険加入要項策定	リハーサル大会	保険加入		
			広報基本計画策定	大会活性化プラン				
			広報啓発活動の推進	実行委員会ホーム ページ開設・運営				
③広報			大会報告書編成			大会報告書作成		
④市民協働			ボランティア募集 要項策定	リハーサル大会ボラ ンティア業務計画策定	ボランティア 業務計画策定	ボランティア配置		
				ボランティア募集	ボランティア募集・ 研修会開催			
			市民協働 基本計画策定		リハーサル大会ボラ ンティア配置			
					市民協働の推進			
⑤観光・ おもてなし			観光・おもてなし 基本計画策定	大会活性化プラン	ガイドブック・観光 ガイドマップ作成	ガイドブック・観光 ガイドマップ配布		
					リハーサル大会 歓迎装飾実施	歓迎装飾実施		
				案内所及び休憩所等 設置運営要項策定	リハーサル大会 案内所及び休憩所等 設置	案内所及び休憩所等 設置		
				売店設置要項策定	リハーサル大会 売店設置	売店設置		

年度		2021	2022	2023	2024	2025	2026		
		令和3年度（5年前） 三重県（中止）	令和4年度（4年前） 栃木県	令和5年度（3年前） 鹿児島県	令和6年度（2年前） 佐賀県	令和7年度（1年前） 滋賀県	令和8年度（開催年）		
競技式典専門委員会	①競技	競技用具 整備計画策定調査 競技役員等 編成（案）検討 競技会係員・補助員 編成（案）検討 リハーサル大会 実施検討 デモスポ 開催競技選定【県】		競技運営 基本計画策定 情報通信 基本計画策定	競技別実施計画策定 競技用具整備 競技別リハーサル大会 実施要項作成	競技別実施要項策定 競技会係員・補助員 編成決定・養成 デモスポ 実施要項策定 情報通信業務 実施要項策定	競技別 プログラム作成 競技役員等編成 決定・委嘱 競技会係員・補助員 の委嘱 デモスポ実施 臨時通信施設 架設設置	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催	第5回実行委員会総会（解散総会） 大会決算書 大会報告書
	②式典		式典基本計画策定	式典実施要項作成	各競技会 開始式・表彰式実施				
	③施設	競技施設整備の実施	施設整備 基本計画策定	リハーサル大会会場 設営仕様書作成 リハーサル大会 会場設営 会場設営仕様書作成	会場設営				
宿泊衛生専門委員会	①宿泊	仮配宿 シミュレーション	宿泊基本計画策定 弁当調達要項策定	宿泊要項作成 リハ大会 弁当調達実施	宿泊本部設置 配宿実施 弁当調達実施	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催	第5回実行委員会総会（解散総会） 大会決算書 大会報告書		
	②医事・衛生	医事・衛生 基本計画策定 医療救護要項策定 食品衛生 対策要項策定 環境衛生 対策要項策定	医療救護実施 マニュアル策定 リハーサル大会救護 所設置計画策定 食品衛生対策実施 マニュアル策定 環境衛生対策実施 マニュアル策定 廃棄物処理計画策定	救護所設置計画策定 リハーサル大会 救護所設置 医事衛生本部設置 廃棄物処理実施					
輸送交通専門委員会	①輸送・交通	輸送・交通 基本計画策定 輸送・交通 実施要項策定 計画輸送 シミュレーション 輸送計画調査 駐車場等調査	輸送本部設置	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催	第5回実行委員会総会（解散総会） 大会決算書 大会報告書				
	①警備・消防	警備・消防 基本計画策定 警備・消防業務 実施要項策定	警備・消防計画策定 リハーサル大会 警備・消防本部設置			警備・消防 本部設置			

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿 (R7. 4. 18時点)

No.	実行委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
1	会長	市関係	弘前市	市長	櫻田 宏
2	副会長	スポーツ関係	公益財団法人弘前市スポーツ協会	会長	春藤 英徳
3	副会長	産業・経済関係	弘前商工会議所	会頭	今井 高志
4	副会長	医療・福祉関係	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会長	島 浩之
5	副会長	市関係	弘前市教育委員会	教育長	吉田 健
6	副会長	市関係	弘前市	副市長	田中 泰宏
7	常任委員	競技団体	青森県体操協会	会長	西村 幸治郎
8	常任委員	競技団体	青森県ソフトボール協会	会長	沼澤 憲三
9	常任委員	競技団体	青森県弓道連盟	会長	工藤 誠一
10	常任委員	競技団体	青森県ライフル射撃協会	会長	中村 雅彦
11	常任委員	競技団体	青森県空手道連盟	会長	木村 次郎
12	常任委員	競技団体	青森県クレー射撃協会	会長	相馬 正
13	常任委員	競技団体	青森県高等学校野球連盟	会長	津島 節
14	常任委員	競技団体	青森県障害者フライングディスク協会	会長	齊藤 誠
15	常任委員	競技団体	青森県ボッチャ協会	代表理事	櫛引 宏一
16	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟体操専門部	部長	長内 弘光
17	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟ソフトボール専門部	部長	杉森 晋
18	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟弓道専門部	部長	三上 保
19	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟空手道専門部	部長	三和 聖徳
20	常任委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進審議会	会長	田澤 昭次郎
21	常任委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進委員協議会	会長	井澤 隆昭
22	常任委員	スポーツ関係	中南地区中学校体育連盟	会長	小笠原 恭史
23	常任委員	学校・教育関係	弘前地区小学校長会	岩木小学校校長	菅井 智紀
24	常任委員	学校・教育関係	弘前市中学校長会	会長	横山 晴彦
25	常任委員	学校・教育関係	青森県高等学校長協会中南地区	会長	古川 浩樹
26	常任委員	学校・教育関係	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会弘前地区支部	支部長	石田 睦子
27	常任委員	産業・経済関係	岩木山商工会	会長	石田 豊章
28	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	会長	三上 千春
29	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
30	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	木村 知紀
31	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前市物産協会	会長	熊谷 孝志
32	常任委員	輸送・交通関係	弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
33	常任委員	輸送・交通関係	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	下山 清司
34	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前市医師会	会長	柿崎 良樹
35	常任委員	医療・福祉関係	弘前市身体障害者福祉連合会	会長	森山 正
36	常任委員	医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会中弘南黒支部	支部長代行	春口 優紀
37	常任委員	市民・各種団体	弘前市町会連合会	会長	小山 三千雄
38	常任委員	市関係	弘前市	健康こども部長	佐伯 尚幸
39	常任委員	市関係	弘前市	福祉部長	秋田 美織
40	監事	産業・経済関係	弘前商工会議所	専務理事	土岐 俊二
41	監事	市関係	弘前市	会計管理者	柳田 尚美
42	委員	競技団体	弘前体操連盟	会長	川村 敬
43	委員	競技団体	弘前市ソフトボール協会	会長	須郷 紘輔
44	委員	競技団体	弘前弓道会	会長	成田 王仁
45	委員	競技団体	弘前市空手協会	理事長	対馬 利光

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿 (R7. 4. 18時点)

No.	実行委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
46	委員	競技団体	一般社団法人弘前射撃協会	会長	上谷 眞一
47	委員	競技団体	青森県高等学校野球連盟弘前地区	会長	木立 徹
48	委員	スポーツ関係	特定非営利活動法人ひろさきレクリエーション協会	会長	薬師山 正人
49	委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ少年団	本部長	小山内 修
50	委員	学校・教育関係	弘前市保育研究会	会長	藤田 俊彦
51	委員	学校・教育関係	弘前私立幼稚園連合会	会長	秋元 信行
52	委員	学校・教育関係	青森県高等学校PTA連合会中南地区協議会	会長	小林 智香子
53	委員	学校・教育関係	弘前市連合父母と教師の会	会長	棟方 悟
54	委員	学校・教育関係	東奥義塾中学校高等学校	校長	井上 嘉名芽
55	委員	学校・教育関係	弘前学院聖愛中学高等学校	校長	長内 弘光
56	委員	学校・教育関係	柴田学園大学附属柴田学園高等学校	校長	荒城 英子
57	委員	学校・教育関係	弘前東高等学校	校長	虻川 昭吾
58	委員	学校・教育関係	青森県立弘前第一養護学校	校長	石戸谷 恒鋭
59	委員	学校・教育関係	青森県立弘前第二養護学校	校長	菊池 百合子
60	委員	学校・教育関係	弘前大学教育学部附属特別支援学校	校長	大崎 光幸
61	委員	学校・教育関係	国立大学法人弘前大学	学長	福田 眞作
62	委員	学校・教育関係	弘前学院大学	学長	高松 彰
63	委員	学校・教育関係	弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部	学長	下田 肇
64	委員	学校・教育関係	柴田学園大学	学長	吉澤 結子
65	委員	学校・教育関係	柴田学園大学短期大学部	学長	島内 智秋
66	委員	産業・経済関係	一般社団法人弘前青年会議所	理事長	葛西 紘一
67	委員	産業・経済関係	つがる弘前農業協同組合	代表理事組合長	天内 正博
68	委員	産業・経済関係	相馬村農業協同組合	代表理事組合長	大場 勉
69	委員	産業・経済関係	津軽みらい農業協同組合石川支店	支店長	工藤 浩一
70	委員	産業・経済関係	弘前建設業協会	副協会長	松下 寛
71	委員	産業・経済関係	津軽地区建物管理事業協同組合	専務理事	田村 元盛
72	委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前料理飲食業組合	理事長	板垣 重敏
73	委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人青森県栄養士会弘前地区会	運営委員長	佐藤 史枝
74	委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前食品衛生協会	会長	菊地 浩
75	委員	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社弘前統括センター	所長	田口 義則
76	委員	輸送・交通関係	弘南鉄道株式会社	代表取締役社長	成田 敏
77	委員	輸送・交通関係	弘前交通安全協会	会長	小山 三千雄
78	委員	医療・福祉関係	弘前大学医学部附属病院	病院長	袴田 健一
79	委員	医療・福祉関係	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	副院長	中村 吉秀
80	委員	医療・福祉関係	津軽保健生活協同組合健生病院	病院長	竹内 一仁
81	委員	医療・福祉関係	弘前地区心身障害児者父母の会連合会	副会長	大高 義昭
82	委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前歯科医師会	理事	松山 貴紀
83	委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔
84	委員	医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	石岡 悟
85	委員	市民・各種団体	弘前市老人クラブ連合会	副会長	清野 研至
86	委員	市民・各種団体	弘前地区防犯協会	会長	櫻田 宏
87	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	菊池 勲
88	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	川村 悟
89	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	安藤 晴美
90	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	齊藤 爾

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿 (R7. 4. 18時点)

No.	実行委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
91	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	谷川 政人
92	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	鶴賀谷 貴
93	顧問	市議会	弘前市議会	議長	尾崎 寿一
94	顧問	市議会	弘前市議会	副議長	工藤 光志
95	参与	市関係	弘前市教育委員会	教育長職務代理者	日景 弥生
96	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	伊東 重豪
97	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	齋藤 由紀子
98	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	村谷 要
99	参与	国・県関係	東北地方整備局青森河川国道事務所弘前国道維持出張所	出張所長	高山 毅
100	参与	国・県関係	陸上自衛隊弘前駐屯地	弘前駐屯地司令	萱沼 文洋
101	参与	国・県関係	中南地域連携事務所	所長	木村 真一
102	参与	国・県関係	弘前警察署	署長	佐藤 大氣
103	参与	報道関係	株式会社東奥日報社弘前支社	支社長	石鉢 康範
104	参与	報道関係	株式会社陸奥新報社	代表取締役社長	成田 幸男
105	参与	報道関係	株式会社朝日新聞青森総局	総局長	姫野 直行
106	参与	報道関係	株式会社毎日新聞社青森支局	支局長	足立 句子
107	参与	報道関係	株式会社読売新聞東京本社弘前支局	支局長	安永 真人
108	参与	報道関係	日本放送協会青森放送局	局長	岩崎 努
109	参与	報道関係	青森放送株式会社弘前支社	支社長	永井 康之
110	参与	報道関係	株式会社青森テレビ弘前支社	支社長	成田 克彦
111	参与	報道関係	青森朝日放送株式会社弘前支社	支社長	杉田 浩康
112	参与	報道関係	アップルウェーブ株式会社	代表取締役社長	一戸 勝美
113	参与	報道関係	株式会社津軽新報社	代表取締役社長	伊藤 香奈子
114	参与	報道関係	株式会社河北新報社青森総局	総局長	村上 俊
115	参与	報道関係	株式会社デーリー東北新聞社	青森支社長	粒来 和成
116	参与	報道関係	株式会社日本経済新聞社青森支局	支局長	滝沢 英人
117	参与	報道関係	一般社団法人共同通信社青森支局	支局長	草木 章裕
118	参与	報道関係	株式会社時事通信社青森支局	支局長	落水 浩樹

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市識別用品整備要項**

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定めるものとする。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

（１）大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

（２）リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、配付物を限定することができるものとする。

- （１）大会役員
- （２）競技会役員
- （３）競技役員
- （４）競技補助員
- （５）競技会係員
- （６）競技会補助員
- （７）選手、監督、大会関係者
- （８）視察員、報道員
- （９）その他

4 着用

配付対象者は、原則として、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、当該競技団体に識別用品の整備を委託することができる。その場合、識別用品の単価については、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する単価を上限とする。

7 競技共催市町との協議による整備

他市町と共催で行う競技に係る識別用品のデザイン及び整備内容、費用負担については、当該市町及び当該競技団体と協議のうえ定める。

8 その他

（１）この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は事務局長が別に定める。

（２）青の煌めきあおもり障スポにおける識別用品の取扱いについては、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市遺失物・拾得物取扱要項**

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の受付案内所とし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部（以下「実施本部」という。）の受付案内係が取扱業務及び一時保管を行う。
- (2) 実施本部受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の実施本部総務係へ引き継ぐ。
- (3) 実施本部総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐ。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付して一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）及び遺失物一覧簿（様式第 6 号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第 3 号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書（様式第 5 号）の届出番号を伝えるとともに、当該遺失者に対して、弘前警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第 8 号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するととも

に、可能であれば遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。

- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第 9 号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び弘前警察署への提出等

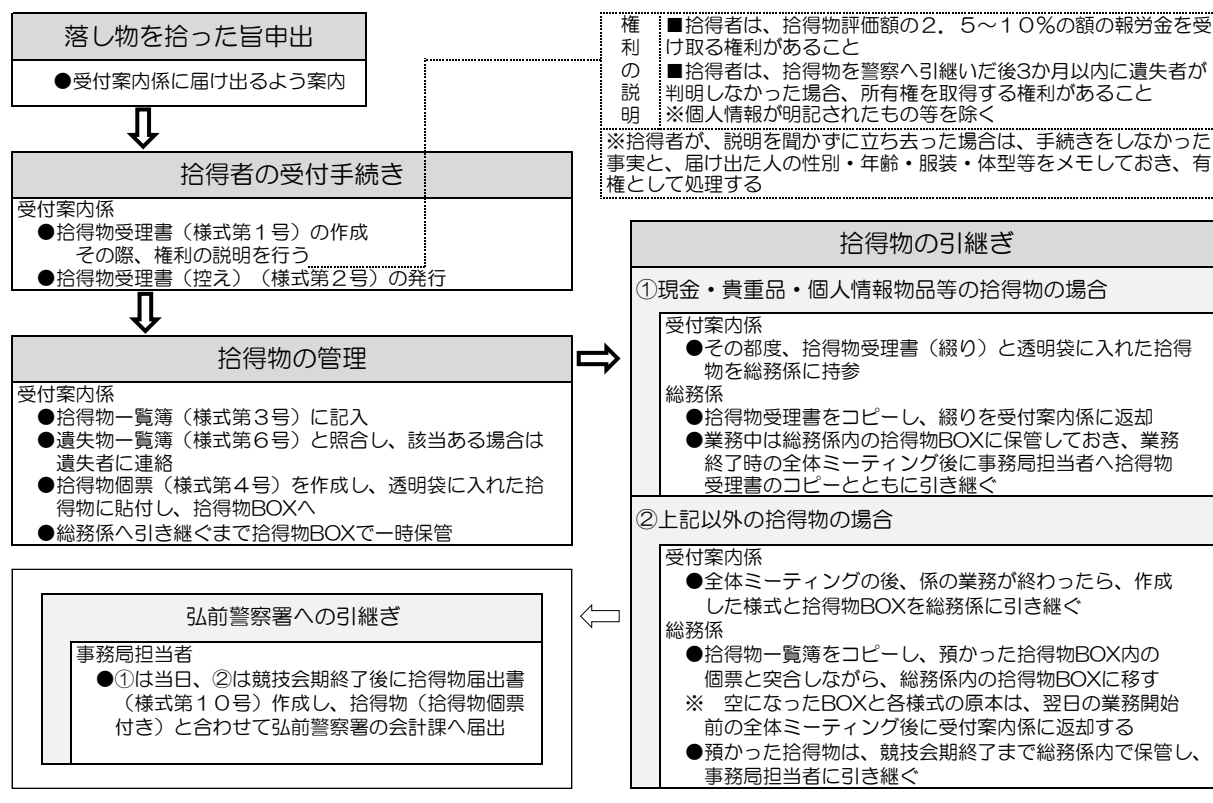
- (1) 実施本部総務係は、当日の競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会へ引き継ぐ。ただし、拾得の翌日から起算して 7 日以内に弘前警察署へ届け出る必要があるため、速やかに引き継ぐ。なお、拾得物が、現金・貴重品・個人情報物品等の場合は、当日中に市実行委員会を経由し弘前警察署へ届け出る。
- (2) 市実行委員会は実施本部総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して 7 日以内に、拾得物届出書（様式第 10 号）を添えて弘前警察署へ届け出る。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を弘前警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、弘前警察署へ届け出た旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を弘前警察署へ伝える。

6 その他

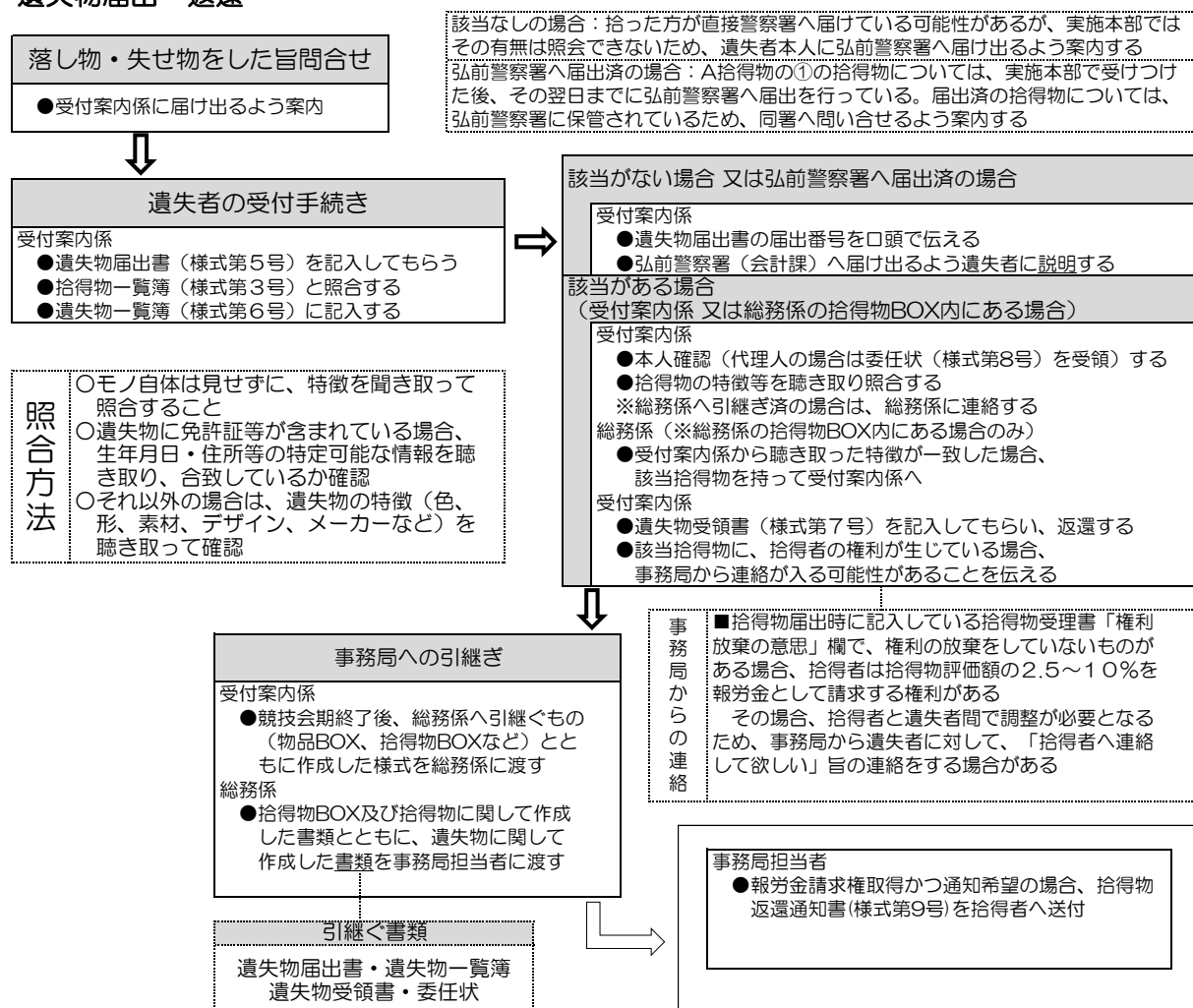
- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、この要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける遺失物・拾得物の取扱いについては、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

拾得物・遺失物の対応フロー

A 拾得物



B 遺失物届出・返還



様式第 1 号

競技名・会場名

受 理 番 号

第

号

拾 得 物 受 理 書

受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分											
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃											
拾 得 場 所													
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円		
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円		
	物 品	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)									点 数	
拾得者	氏 名	フリガナ					電 話	自 宅					
								携帯電話					
拾得者	住 所	〒											
権利放棄 の 意 思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。											
		令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署)											
氏 名 等 告 知 の 同 意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※権利を放棄しない場合は記入											
拾得物返還通知書の希望		※権利放棄しない場合、かつ氏名等告知の同意「有」の場合に記入 ☐ 有 ☐ 無											
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権											
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 取扱担当者氏名 (自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効											

※太枠内部分は、原則として拾得者に記入していただくこと。

様式第 2 号

競技名・会場名

受 理 番 号

第 号

拾 得 物 受 理 書 (控 え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察から
拾得者様宛に拾得物の通知をすることがあります。

受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分										
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃										
拾 得 場 所												
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳								
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円	
	物 品	種 類	特 徴 等 (形状・模様・品質等)							点 数		
拾得者	氏 名	フリガナ				電 話	自 宅					
							携帯電話					
拾得者	住 所	〒										
権利放棄 の 意 思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。										
		令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 拾得者氏名(自署)										
氏 名 等 告 知 の 同 意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※権利を放棄しない場合は記入										
拾得物返還通知書の希望		※権利放棄しない場合、かつ氏名等告知の同意「有」の場合に記入 ☐ 有 ☐ 無										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権										
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 取扱担当者氏名(自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効										

- 注 1 この拾得物受理書（控え）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）及び弘前警察署（以下「弘前署」という。）から通知があった場合、確認に必要になりますから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、拾得物の評価額の 5 ～ 2 0 % の 2 分 の 1 の範囲内で報労金を受け取れます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 落とし主がわからないときは、本日から 7 日以内に市実行委員会から弘前署へ提出します。
なお、弘前署への提出後、さらに 3 か月を経過しても落とし主がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 4 詳細につきましては、弘前署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、市実行委員会が弘前署へ届出した翌日から 3 か月を経過した日から 2 か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 5 弘前警察署 〒036-5057 住所 弘前市大字八幡町三丁目三番地二
電話 0172-32-0111

様式第３号

競技名（種別）

受 理 会 場

拾 得 物 一 覧 簿

受理 番号	拾得日時	拾得場所	物件（種類及び数量）			拾得取扱担当者	備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等	返還取扱担当者	
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

※ 受理番号については、複写式の拾得物受理書の受理番号と同一となるよう、競技開始日からの通し番号を記載してください。

※ 受理番号については、数字の前に、空－１、空－２等競技名の先頭の文字を先に記入し競技名がわかるようにしてください。

参考例（空手：空－１、空－２ 弓道：弓－１、弓－２、ソフトボール：ソー１、ソー２、高校野球：野－１、野－２ など）

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
受 理 番 号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式 3 で示した、競技名一部を
先頭に記載してください。
例：空手：空－1、空－2、
弓道：弓－1、弓－2 等

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
受 理 番 号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式 3 で示した、競技名一部を
先頭に記載してください。
例：空手：空－1、空－2、
弓道：弓－1、弓－2 等

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
受 理 番 号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式 3 で示した、競技名一部を
先頭に記載してください。
例：空手：空－1、空－2、
弓道：弓－1、弓－2 等

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
受 理 番 号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式 3 で示した、競技名一部を
先頭に記載してください。
例：空手：空－1、空－2、
弓道：弓－1、弓－2 等

遺 失 物 届 出 書

届 出 番 号		第 号								
届 出 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分								
遺 失 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃								
遺 失 場 所										
遺失者	住 所	〒								
	フリガナ									
	氏 名									
	電 話	自 宅 ()				携帯電話 ()				
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円	
			500 円		100 円		50 円		10 円	
			5 円		1 円					
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・品質等）						点 数	
備 考										
上記の旨について、誤りがないことに同意します。 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 令和 年 月 日 署名 _____ (自署)										

拾得物一覧簿（様式第 3 号）と照合し、該当する物件がなかった場合には、
当該遺失者に対して、弘前警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿（様式第 3 号）に該当する物件があった場合			
連 絡 日 時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
返還取扱担当者	受理番号		第 号
連 絡 結 果	☐ 遺 失 者 本 人 へ 連 絡	令和 年 月 日	
	☐ 遺 失 者 本 人 へ 返 還	令和 年 月 日（郵送の場合は着払い）	
	☐ 拾 得 者 へ 電 話 連 絡	令和 年 月 日	
	☐ 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日	
	☐ 拾得者への返還通知希望無し		

様式第 6 号

競技名(種別) _____

受 理 会 場 _____

遺 失 物 一 覧 簿

届出 番号	遺失日時	遺失場所	遺失物			受理取扱担当者	備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等	返還取扱担当者	
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						

※ 届出番号については、複写式の拾得物受理書の受理番号と同一となるよう、競技開始日からの通し番号を記載してください。

※ 届出番号については、数字の前に、空－１、空－２等競技名の先頭の文字を先に記入し競技名がわかるようにしてください。

参考例（空手：空－１、空－２ 弓道：弓－１、弓－２、ソフトボール：ソ－１、ソ－２、高校野球：野－１、野－２ など）

様式第 7 号

競技名（種別）_____

受 理 会 場 _____

遺 失 物 受 領 書

受理番号		第 号	
拾得物件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・品質等）
上記の物件を受領しました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 住 所 _____ 氏 名 _____ （自署） 電 話 _____（ ）_____ 拾得者に対して、住所・氏名・電話番号を教えることに ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。			
返還時本人確認方法		☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ）	
返 還 担 当 者			

※太枠内部分は、原則として遺失者に記入していただくこと

様式第8号

委任状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____ （自署）

様式第9号

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受番号 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得した物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので申し添えます。

また、遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会事務局
（弘前市健康こども部スポーツ局国スポ・障スポ推進課内）
所 在 地 弘前市上白銀町1番地1

電話番号 0172-40-0583

年 月 日

拾 得 物 届 出 書

弘前警察署長 様

住所
事務所名
代表者名
担当者氏名(自筆)
電話番号

弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市役所
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市市実行委員会 会長
事務局

0172-40-0583

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技別(種目)
受理会場
会場住所

受理 番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名・住所・電話番号等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備考
	現金(内訳)	物品				
1						空き番号
2						空き番号
3						空き番号

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市保険加入要項**

1 趣 旨

この要項は、弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について必要な事項を定めるものとする。

2 契 約

市実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険内容は、次の各号の掲げるとおりとする。

ただし、必要に応じて保険内容の変更及び加入しないことができるものとする。

（1）損害賠償責任保険

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、総合案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等での医師、歯科医師又は看護師等の業務により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託者賠償事故

市実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は窃取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	一事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

(2) 傷害保険

被保険者が、大会開催期間中等に大会の準備若しくは大会の運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、市実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技役員			
競技補助員			
競技会補助員			
一般観覧者			
医師・ 歯科医師	1億円	30,000円	10,000円
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円
理学療法士			
救急救命士			

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 保険対象者の故意による事故

- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病又は心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺又は犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を損害保険会社等に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (4) 青の煌めきあおもり障スポにおける保険加入は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

(様式第1号)

事 故 報 告 書

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市実行委員会 会長

様

報告者 所属

氏名

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	競技会役員 ・ 競技役員 ・ 競技補助員 ・ 競技会補助員 (ボランティア) ・ 一般観覧者 ・ 医師 ・ 歯科医師 ・ 看護師 ・ 理学療法士 ・ 救急救命士 ・ その他 ()
	住所	
	氏名	年齢 歳 男 ・ 女
	電話番号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市案内所及び休憩所設置運営要項**

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市観光・おもてなし基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

（1）総合案内所

関係機関等と協議の上、JR 弘前駅等に設置する。

（2）会場内案内所及び休憩所

競技団体等と協議の上、各競技会場に設置する。

4 設置期間

（1）総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

（2）会場内案内所及び休憩所

原則として各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

（1）総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。

（2）会場内案内所及び休憩所

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。

（3）上記（1）及び（2）について、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

6 業務内容

（1）総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 配布物等の管理に関すること。
- ウ 競技日程、交通アクセス及び観光案内に関すること。
- エ 特産品等の紹介案内に関すること。
- オ その他、各種案内に関すること。

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿舎及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 迷子の受付に関すること。
- オ その他、各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- イ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにける案内所及び休憩所については、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市観光・おもてなし基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

各競技会場等に設置する。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、1 店舗あたり 20 m²以内とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目等

売店における販売品目等は、次に掲げるものとする。

（1）スポーツ用品

（2）大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、スローガン及びマスコット等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、市実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）
 - ア 製造加工品
食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。
 - イ 現場調理品
あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理をされたものであること。
- (5) 宅配便
- (6) その他、市実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次の（１）及び（２）を満たす者とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者
 - ア 申請時に、１年以上市内に店舗を有して、営業を継続している者
 - イ 移動販売車については、青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）で営業許可を受けており、１年以上営業を継続している者
 - ウ 競技団体からの推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者
 - エ 第 7 5 回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会又は競技別リハーサル大会で出店実績のある者
 - オ その他、市実行委員会が認めた者
- (2) 次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
 - イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
 - ウ 申請日時点において過去１年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去３年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
 - オ 調理従事者については、出店前１月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むものとする。

【資料４⑤】

カ 申請時点において、市税（弘前市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 弘前市暴力団排除条例（平成２４年弘前市条例第４号）第２条に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

８ 運営設備等

次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。ただし、移動販売車による出店の場合、市実行委員会は準備を行わない。なお、市実行委員会に許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、出店区域内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- （１）テント（２間×３間）１張（横幕を含む。）
- （２）長机６台以内
- （３）椅子４脚以内

９ 保健所及び消防署への手続き

（１）保健所

臨時の飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書（様式第５号）を受領後、速やかに青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）に許可申請を行い、営業許可証の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

（２）消防署

弘前地区消防事務組合火災予防条例（昭和５６年弘前地区消防事務組合条例第１号）第５７条第６号の規定に基づく露店等の開設の届出は、出店者として選定したもののうち、市実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する旨の申告があったものについて、市実行委員会が取りまとめるものとする。

１０ 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （１）売店出店申請書（様式第１号）
- （２）売店出店概要書（様式第２号）
- （３）売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第３号）
- （４）誓約書兼承諾書（様式第４号）

11 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。出店者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) (2) の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 7 号）を提出し、その承認を受けなければならない。市実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第 8 号）を発行する。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者施設等」という。）
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、市実行委員会が特に認める者
- (4) 既納の出店料は還付しない。ただし、特別な事由があると市実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

12 出店者の選定

- (1) 市実行委員会は、第 10 に規定する申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品の PR 等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。
 - ア 弘前市内の事業者等
 - イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
 - ウ 障害者施設等
 - エ その他、市実行委員会が適当と認める者
- (2) 前号の規定による選定が困難な場合のときは、抽選により選定する。

13 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第 5 号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第 6 号）を交付する。

14 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部（以

【資料4⑤】

下「実施本部」という。)の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、市実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は市実行委員会が指示する時間内に完了させること。

【資料４⑤】

- (３) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、販売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (４) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (５) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (６) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、弘前保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (７) 従事者は、市実行委員会が交付するＡＤ（ＩＤ）カードを着用し、丁寧な接客を心掛けること。
- (８) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (９) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (１０) 関係法令を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (１１) 市実行委員会が開催する出店者事前説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (１) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (２) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。

- (3) 弘前保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、市実行委員会が不適當と認めたとき。

21 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を市実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける売店設置については、県実行委員会と協議して実施する。

様式第 1 号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売 店 出 店 申 請 書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第 10 の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望形態 テント・移動販売車・その他 ()
- 4 添付書類
 - (1) 売店出店概要書(様式第 2 号)
 - (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書(様式第 3 号)
 - (3) 誓約書兼承諾書(様式第 4 号)
 - (4) 売店従事者の本人確認書類
(運転免許証、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
 - (5) 弘前市税の納税(完納)証明書(写し可)
 - (6) 法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(写し可)

※ 複数会場で出店を希望する場合は、(1)～(4)を会場ごとに申請書を提出してください。

様式第２号

売 店 出 店 概 要 書

※会場ごとに記入してください

ふりがな 商号又は名称				
代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	年 月 日			
所 在 地	〒			
代表者連絡先	【電話】	【FAX】		
出店担当者	【氏名】 【メールアドレス】	【電話】		
業 種				
主要取扱品 (該当品目を○で囲む。)	スポーツ用品 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ記念グッズ 郷土物産品 飲食物 宅配便 その他 ()			
国体、国スポ等出店実績	有 (大会名:) ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日		従業員数 人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日	
			年 月 日	
過去１年間の法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去３年間食中毒 発生処分歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧				
NO	商品名	予定数量	販売価格	備考 (承認番号等)
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
8			円	
9			円	
10			円	

※足りない場合は、別紙を追加してください。

様式第 3 号

売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

※氏名にはふりがなを記載してください。不足する場合は別紙で提出してください。

従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※移動販売車による販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持込み備品一覧表（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設営する備品以外）

備品名	規格等	持込目的

※電源・火気使用を伴う備品は記入ください。（発電機、プロパンガス等）

様式第 4 号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会長 様

申請者住所
商号又は名称
代表者役職名
及び氏名

誓 約 書 兼 承 諾 書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、競技会場への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 弘前市暴力団排除条例（平成 24 年弘前市条例第 4 号）第 2 条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去 1 年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(担当者)
担当者所属
担当者氏名
電話番号
FAX
E-mail

様式第 5 号

青 煌 弘 実 委 発 第 号
年 月 日

商号又は名 称

代表者役職及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市実行委員会会長

印

売 店 許 可 決 定 通 知 書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。

つきましては、下記指定口座へ 年 月 日 () までに出店料の納入をお願いします。

なお、期日までに納入がない場合は、この通知を取り消す場合があります。

また、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第 13 の規定に基づき、飲食店営業許可を必要とする出店者については 年 月 日 () までに飲食店営業許可証の写しを提出してください。

記

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 出店許可会場 | (競技名:) |
| 2 出 店 形 態 | テント (1 張)・移動販売車・その他 () |
| 3 出 店 料 | 円 |
| 4 指定振込口座 | 青森銀行 弘前市役所出張所 普通
口座番号 口座名義人 |

【問い合わせ】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会

担 当 弘前市健康こども部スポーツ局

国スポ・障スポ推進課

総務企画係 ○○ ○○

電話番号 0172-40-0583 FAX 番号 0172-35-3884

E-mail 2026kokuspo@city.hirosaki.lg.jp

様式第6号

青 煌 弘 実 委 発 第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市実行委員会会長

印

売 店 出 店 許 可 証

年 月 日付で申請があった青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代表者役職名及び氏名	
出 店 許 可 会 場	(競技名：)
出 店 許 可 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項を遵守すること。

様式第7号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第10(3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店許可会場 (競技名：)

2 免除申請の理由(該当項目の□にレ点の記載をしてください。)

- ☐ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
- ☐ 国又は地方公共団体
- ☐ その他()

(担当者)

担当者所属

担当者氏名

電話番号

FAX

E-mail

様式第 8 号

青 煌 弘 実 委 発 第 号
年 月 日

商号又は名 称

代表者役職名及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市実行委員会会長

印

出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請があった青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許可します。

記

- 1 出店許可会場 (競技名：)
- 2 免除申請の理由（該当項目の□にレ点の記載がある項目に該当します。）
 - ☐ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
 - ☐ 国又は地方公共団体
 - ☐ その他（ ）

【問い合わせ】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会

担 当 弘前市健康こども部スポーツ局

国スポ・障スポ推進課

総務企画係 ○○ ○○

電話番号 0172-40-0583 FAX 番号 0172-35-3884

E-mail 2026kokuspo@city.hirosaki.lg.jp

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市企業協賛取扱要項の一部改正

令和6年2月5日付け青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回総務企画専門委員会において審議した標記要項について、下記のとおり改正するもの。

記

(理由)

協賛の内容について、協賛者の資金の受け入れを加え、以下のとおり改正しようとするものである。

<変更箇所>

- ・第2の規定第1項第1号

- －「その他大会の運営に必要な用具等（以下「協賛物品等」）の受け入れによるものとする。」を「その他大会の運営に必要な用具等及び資金（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。」に改める

- ・第2の規定第1項に次の1号を加える。

- 第2号 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の広報啓発物品等に充てるものとする。

以上

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に必要な用具等及び資金（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の広報啓発物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は原則として協賛者が負担する。

4 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの、及び公序良俗を乱すと認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動にあたると認められるもの。
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの。
- (6) その他、市実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。

6 協賛への謝意

協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、市実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会並びに青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める留意事項を確認のうえ実施する。
- (2) この要項に定めるもののほか、協賛の取り扱いに必要な事項は、事務局長が別に定めるものとする。

(様式第1号)

協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会 会長 様

(申込者)

名 称

代表者名

所在地

弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協 賛 方 法	☐ 提供 ☐ 貸与	
引渡予定年月日		
そ の 他		

(担当者)

所 属

氏 名

電話番号

Eメール

協賛受領書

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会 会長

弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会
にかかる協賛物品等下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協 賛 方 法	☐ 提供 ☐ 貸与	
受領年月日		
そ の 他		

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市売店設置運営要項の一部改正

令和 6 年 8 月 2 0 日付け青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第 2 回総務企画専門委員会において審議した標記要項について、下記のとおり改正するもの。

記

(理由)

出店者が負担する出店料収入について、課税対象となることから、出店料を徴収しないこととするなど以下のとおり改正しようとするものである。

<変更箇所>

- ・ 第 1 1 の規定
 - － 第 2 号から第 4 号までを削る。
- ・ 第 1 2 の規定第 1 項第 1 号ウ
 - － 「障害者施設等」を「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号）に規定する障害者就労施設等」に改める。
- ・ 第 1 2 の規定第 1 項第 2 号
 - － 「のとき」を削る。
- ・ 第 1 3 の規定第 1 項
 - － 「売店許可決定通知書（様式第 5 号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第 6 号）を交付する。」を「売店許可決定通知書（様式第 5 号）及び売店出店許可証（様式第 6 号）を交付する。」に改める。
- ・ 第 2 0 の規定第 1 項
 - － 「及び出店料の返還」を削る。
- ・ 様式第 5 号
 - － 「つきましては、下記指定口座へ 年 月 日（ ）までに
 - 出店料の納入をお願いします。なお、期日までに納入がない場合は、この通知を取り消す場合があります。」を削る。
 - － 「また」を「なお」に改める。
 - － 「3 出店料」及び「4 指定振込口座」を削る。
- ・ 様式第 7 号
 - － 削る。
- ・ 様式第 8 号
 - － 削る。

以上

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市売店設置運営要項**

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市観光・おもてなし基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

各競技会場等に設置する。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、1 店舗あたり 20 m²以内とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目等

売店における販売品目等は、次に掲げるものとする。

（1）スポーツ用品

（2）大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、スローガン及びマスコット等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、市実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）
 - ア 製造加工品
食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。
 - イ 現場調理品
あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理をされたものであること。
- (5) 宅配便
- (6) その他、市実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次の（１）及び（２）を満たす者とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者
 - ア 申請時に、１年以上市内に店舗を有して、営業を継続している者
 - イ 移動販売車については、青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）で営業許可を受けており、１年以上営業を継続している者
 - ウ 競技団体からの推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者
 - エ 第 7 5 回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会又は競技別リハーサル大会で出店実績のある者
 - オ その他、市実行委員会が認めた者
- (2) 次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
 - イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
 - ウ 申請日時点において過去１年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去３年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
 - オ 調理従事者については、出店前１月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むものとする。

【資料 4 ⑦】

カ 申請時点において、市税（弘前市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 弘前市暴力団排除条例（平成 24 年弘前市条例第 4 号）第 2 条に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

8 運営設備等

次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。ただし、移動販売車による出店の場合、市実行委員会は準備を行わない。なお、市実行委員会に許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、出店区域内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- （1）テント（2 間×3 間）1 張（横幕を含む。）
- （2）長机 6 台以内
- （3）椅子 4 脚以内

9 保健所及び消防署への手続き

（1）保健所

臨時の飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書（様式第 5 号）を受領後、速やかに青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）に許可申請を行い、営業許可証の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

（2）消防署

弘前地区消防事務組合火災予防条例（昭和 56 年弘前地区消防事務組合条例第 1 号）第 57 条第 6 号の規定に基づく露店等の開設の届出は、出店者として選定したもののうち、市実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する旨の申告があったものについて、市実行委員会が取りまとめるものとする。

10 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）売店出店申請書（様式第 1 号）
- （2）売店出店概要書（様式第 2 号）
- （3）売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第 3 号）
- （4）誓約書兼承諾書（様式第 4 号）

11 経費負担

- ~~（１）売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。~~
- ~~（２）出店者は、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。出店者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。~~
- ~~（３）（２）の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 7 号）を提出し、その承認を受けなければならない。市実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第 8 号）を発行する。~~
 - ~~ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者施設等」という。）~~
 - ~~イ 国又は地方公共団体~~
 - ~~ウ ア及びイに掲げる者のほか、市実行委員会が特に認める者~~
- ~~（４）既納の出店料は還付しない。ただし、特別な事由があると市実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。~~

12 出店者の選定

- （１）市実行委員会は、第 10 に規定する申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品の PR 等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。
 - ア 弘前市内の事業者等
 - イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
 - ウ ~~障害者施設等国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号）に規定する障害者就労施設等~~
 - エ その他、市実行委員会が適当と認める者
- （２）前号の規定による選定が困難な場合 ~~のときは~~、抽選により選定する。

13 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第 5 号）~~を交付する。また、出店料の納付を確認した後、及び~~売店出店許可証（様式第 6 号）を交付する。

14 売店監督員

- （１）市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

【資料4⑦】

- (2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、市実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は市実行委員会が指示する時間内に完了させること。

【資料４⑦】

- (３) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、販売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (４) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (５) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (６) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、弘前保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (７) 従事者は、市実行委員会が交付するＡＤ（ＩＤ）カードを着用し、丁寧な接客を心掛けること。
- (８) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (９) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (１０) 関係法令を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (１１) 市実行委員会が開催する出店者事前説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (１) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (２) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。

- (3) 弘前保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、市実行委員会が不適当と認めたとき。

21 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を市実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける売店設置については、県実行委員会と協議して実施する。

様式第1号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売店出店申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第10の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望形態 テント・移動販売車・その他（ ）
- 4 添付書類
 - (1) 売店出店概要書(様式第2号)
 - (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書(様式第3号)
 - (3) 誓約書兼承諾書(様式第4号)
 - (4) 売店従事者の本人確認書類
(運転免許証、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
 - (5) 弘前市税の納税(完納)証明書(写し可)
 - (6) 法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(写し可)

※ 複数会場で出店を希望する場合は、(1)～(4)を会場ごとに申請書を提出してください。

様式第２号

売 店 出 店 概 要 書

※会場ごとに記入してください

ふりがな 商号又は名称			
代表者役職名及び氏名			
代表者生年月日	年 月 日		
所 在 地	〒		
代表者連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】 【メールアドレス】	【電話】	
業 種			
主要取扱品 (該当品目を○で囲む。)	スポーツ用品 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ記念グッズ 郷土物産品 飲食物 宅配便 その他 ()		
国体、国スポ等出店実績	有(大会名:) ・ 無		
営業開始年月日	年 月 日	従業員数 人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日 年 月 日
過去１年間の法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去３年間食中毒 発生処分歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧			
NO	商品名	予定数量	販売価格 円
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円

※足りない場合は、別紙を追加してください。

様式第 3 号

売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

※氏名にはふりがなを記載してください。不足する場合は別紙で提出してください。

従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※移動販売車による販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持込み備品一覧表（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設営する備品以外）

備品名	規格等	持込目的

※電源・火気使用を伴う備品は記入ください。（発電機、プロパンガス等）

様式第 4 号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会長 様

申請者住所
商号又は名称
代表者役職名
及び氏名

誓 約 書 兼 承 諾 書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、競技会場への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 弘前市暴力団排除条例（平成 24 年弘前市条例第 4 号）第 2 条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去 1 年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(担当者)
担当者所属
担当者氏名
電話番号
FAX
E-mail

様式第 5 号

青 煌 弘 実 委 発 第 号
年 月 日

商号又は名 称

代表者役職及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市実行委員会会長

印

売 店 許 可 決 定 通 知 書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。

~~つきましては、下記指定口座へ 年 月 日 () までに~~出店料の納入をお願い
します。

~~なお、期日までに納入がない場合は、この通知を取り消す場合があります。~~

~~またなお、~~青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第 1 3 の規定に基づき、飲食店営業許可を必要とする出店者については 年 月 日 () までに飲食店営業許可証の写しを提出してください。

記

- 1 出店許可会場 (競技名：)
- 2 出 店 形 態 テント (1 張) ・ 移動販売車 ・ その他 ()
- ~~3 出 店 料 円~~
- ~~4 指定振込口座 青森銀行 弘前市役所出張所 普通~~
~~口座番号 口座名義人~~

【問い合わせ】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会

担 当 弘前市健康こども部スポーツ局

国スポ・障スポ推進課

総務企画係 ○○ ○○

電話番号 0172-40-0583 FAX 番号 0172-35-3884

E-mail 2026kokuspo@city.hirosaki.lg.jp

様式第6号

青 煌 弘 実 委 発 第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市実行委員会会長

印

売 店 出 店 許 可 証

年 月 日付で申請があった青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代表者役職名及び氏名	
出 店 許 可 会 場	(競技名：)
出 店 許 可 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項を遵守すること。



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市大会活性化プラン



アップリート君



たか丸くん

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会

目 次

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市大会活性化プランについて	1
【1】広報活性化プラン	
1 愛称、スローガン等の活用による広報	2
2 印刷物等による広報	3
3 多様なメディアによる広報	4
4 イベント等による広報	5
5 工作物等による広報	7
【2】市民協働活性化プラン	
1 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会	8
2 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会	11
3 スポーツに親しむ契機に結びつく大会	12
4 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会	13
5 スポーツを通じたSDGsの推進に寄与する大会	15
【3】観光・おもてなし活性化プラン	
1 接客意識の高揚	17
2 案内所の設置	18
3 休憩所等の設置	19
4 売店等の設置	20
5 歓迎装飾の実施	21
添付資料	
資料1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合計画	23
資料2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市広報基本計画	25
資料3 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市市民協働基本計画	27
資料4 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市観光・おもてなし基本計画	29

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市大会活性化プランについて

趣旨

2026年に開催する青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）においては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合計画（以下「総合計画」という。）における推進項目のうち、「広報」「市民協働」「観光・おもてなし」に関し、市民総参加の取り組みにより、当市の魅力を全国に発信し、当市の特性を生かした地域振興につなげ、心に残る魅力ある大会を目指すため「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市大会活性化プラン」を策定しました。

本県においては、昭和52年の第32回大会「あすなろ国体」以来、49年ぶりの大会であり、市民一体となった取り組みにより、大会に参加するすべての人の思い出として残るような大会を目指します。

【本プラン策定のための指針となる計画】

- ・ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市広報基本計画
- ・ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市市民協働基本計画
- ・ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市観光・おもてなし基本計画



【1】広報活性化プラン

1 愛称、スローガン等の活用による広報



■ 趣旨

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図ります。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 愛称・スローガン等の活用及び普及

① 大会をPRする印刷物や広報グッズ等に愛称とスローガンの大会ロゴデザインを用いて、愛称とスローガンの認知を高めます。

(2) マスコットキャラクターの活用及び普及

① 印刷物や広報グッズ等に公式マスコットキャラクター「アップリート君」及び弘前市マスコットキャラクター「たか丸くん」を活用し、大会開催のPRを図ります。

② 広報イベント等でマスコットキャラクターの着ぐるみを活用し、大会開催のPRを図ります。

(3) イメージソング「翔ける未来へ」の活用及び普及

① PRとして、多くの人が集まるイベント等で活用します。

② 市役所市民ギャラリーや庁内放送、市有施設等での活用を推進し、市民の関心や大会開催のPRにつなげます。

■ 実施スケジュール

内 容		令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
(1)	① 愛称・スローガン等の活用	→			→
(2)	① 印刷物や広報グッズでマスコットキャラクターを活用	→			→
	② 着ぐるみの活用		→	→	→
(3)	① イベント等でのイメージソングの活用	→			→
	② 庁内での活用推進		→	→	→

2 印刷物等による広報



■ 趣旨

各種印刷物や広報物品を作成し、大会開催を広く周知します。

■ 主な取り組み例・内容

(1) ポスター、パンフレット等の作成

- ① 大会開催に関する内容など様々な情報に関するポスターやパンフレットを作成し、駅や市有施設等に掲示及び配布します。

(2) 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載

- ① 大会に関する見どころやイベント情報を積極的に掲載し、周知を図ります。

(3) 広報・啓発用ノベルティグッズの作成

- ① 広報・啓発用ノベルティグッズを作成し、イベント等で配布し気運醸成につなげます。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	① ポスター、パンフレット等の作成・配付			リハ大会	本大会
(2)	① 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載				
(3)	① 広報・啓発用ノベルティグッズの作成・配付				

広報・啓発用ノベルティグッズ等（弘前市実行委員会）



3 多様なメディアによる広報



■ 趣旨

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行います。

■ 主な取り組み例・内容

(1) ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信

① 市実行委員会ホームページを作成し、大会に関する情報発信を行います。

② SNS（Instagram等）を活用し、大会関連の情報を広く発信します。

(2) 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

① メディアに対して積極的に情報提供を行い、周知を図ります。

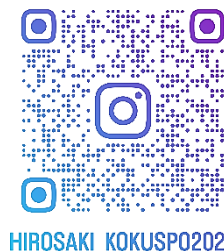
(3) さまざまな広報媒体の活用

① 市が運用しているSNS（Facebook、X、Instagram等）を活用し、年代を問わず幅広い年齢層に情報を発信します。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	① 市実行委員会ホームページの作成・運用				
	② SNSによる情報発信				
(2)	① メディアへの情報提供				
(3)	① 市公式SNSとの連携				

(左：弘前市実行委員会ホームページ、右：弘前市実行委員会公式 Instagram)



4 イベント等による広報

■ 趣旨

広報・啓発イベントを開催するとともに、関係機関、関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行います。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 広報・啓発イベントの開催

- ① 大会開催に向けて市民の一体感や気運醸成を図るため、節目となる時期にカウントダウンイベントを開催します。

(2) 県、市、関係機関、関係団体等が開催するイベント等との連携

- ① 弘前市で開催されるイベント等に大会PRのためのブースを設置するなど、広報活動を行うことで気運醸成に努めます。

■ 実施スケジュール

内 容		令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
(1)	① カウントダウンイベント開催			リハ大会	本大会
(2)	① 各種イベントへPRブース等の設置				

開催 2 年前イベントの様子（弘前市実行委員会）



市民が集まる各種イベントへの参加の様子（弘前市実行委員会）



R6. 10 市民体操祭



R6. 11 りんご収穫祭



トランポリン



新体操



ボッチャ



体操競技

5 工作物等による広報

■ 趣旨

各種工作物を設置し、大会の開催を周知するとともに、選手・監督をはじめとする来訪者を歓迎します。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 広告看板、歓迎看板等の設置

① 市民の利用が多い市有施設等や大会関係者が利用する競技会場等に広告看板、歓迎看板等を設置し、大会開催の周知又は来訪者の歓迎を行います。

(2) 横断幕、懸垂幕等の設置

① 市民の利用が多い市有施設等や大会関係者が利用する競技会場等に横断幕、懸垂幕を設置し、大会開催の周知又は来訪者の歓迎を行います。

(3) 案内板、カウントダウンボード等の設置

① 市民の利用が多い市有施設等や大会関係者が利用する競技会場等に案内板、カウントダウンボード等を設置し、大会開催の周知又は来訪者の歓迎を行います。

■ 実施スケジュール

内 容		令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
(1) (2) (3)	① 広告看板、横断幕及びカウントダウンボード等の設置			リハ大会	本大会

弘前市役所内に設置された垂れ幕（弘前市実行委員会）



フライングディスク

【2】市民協働活性化プラン

1 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

■ 趣旨

市民一人ひとりがそれぞれの立場で大会に積極的に関わり、喜びと感動を共有する大会とします。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 大会運営のサポートやボランティア活動への参加

① 関係機関・関係団体等と協力しながら、競技会場の大会運営等従事するボランティアを募集します。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	① ボランティアの募集			リハ大会	本大会

競技会運営ボランティアの活動の様子（佐賀国スポ 鳥栖市）



(2) 競技会場での観戦や応援

- ① 広報ひろさきや市実行委員会ホームページへの掲載、SNS等を活用して競技の見どころ等を発信します。
- ② 競技への関心を高め、多くの市民の来場を促すため、観戦ガイドブック等を作成し、案内所や競技会場など市内各所で配布します。
- ③ 児童・生徒が競技を観戦できるよう、学校単位での観戦機会を創出します。
- ④ イメージソング、応援グッズ等を活用し、大会を盛り上げます。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(2)	① 競技関係情報の発信			リハ大会	本大会
	② 観戦ガイドブック等の配布				
	③ 国スポ競技会の学校観戦				
	④ 応援グッズ等の配布				

学校応援の様子（栃木国体）



ソフトボール（成年女子）



高等学校野球

(3) 大会関連イベントへの参加

- ① 幅広い世代の市民が参加し、交流を通じて大会に向けて一体感と感動を得られる炬火イベントを実施します。
- ② 国民スポーツ大会の行事の1つで、スポーツ文化や郷土文化等をテーマとしたプログラム（文化プログラム）を実施し、多くの市民が文化・芸術活動を通じて「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」に参加できる機会を創出します。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(3)	① 炬火イベントの実施			リハ大会	本大会
	② 文化プログラムの実施				

炬火イベントの様子（栃木国体 宇都宮市）



2 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

■ 趣旨

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とします。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 明るく元気なあいさつと親切な応対

- ① 大会運営のサポートやボランティア活動参加者に明るく元気なあいさつの協力を求めるとともに、全国から弘前市を訪れる人に親切な応対を行い、笑顔で楽しめる大会となるよう努めます。

(2) 高齢者や障がい者へ思いやりのある応対

- ① 高齢の方や障害のある方の気持ちになって、どのような配慮や手助けができるのかを考え、心のこもったおもてなしや積極的な交流を通じ、訪れる多くの方々に大会に参加してよかった、弘前市に来てよかったと感じていただけるよう努めます。

(3) 安心安全な子供たちの見守り

- ① 子供たちが安心・安全に競技への参加又は観戦ができるように安全配慮に努めます。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	① 明るく元気なあいさつと親切な応対			リハ大会	本大会
(2)	① 高齢者や障がい者へ思いやりのある応対				
(3)	① 安心安全な子供たちの見守り				





3 スポーツに親しむ契機に結びつく大会

■ 趣旨

市民が様々な形で大会に関わり、生涯にわたってスポーツに親しむきっかけとなる大会とします。

■ 主な取り組み例・内容

(1) デモンストレーションスポーツへの参加

- ① 市民へデモンストレーションスポーツの魅力や情報の周知に努め、様々な形で参加を促します。

(2) 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

- ① いろいろなスポーツイベント等の情報発信に努め、市民がスポーツに親しむ機会を創出します。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	① デモンストレーションスポーツの魅力や情報の周知			リハ大会	本大会
(2)	① スポーツイベント等の情報発信				

弘前市内で開催されるスポーツイベントの例



R6. 10 弘前・白神アップルマラソン



マスターズ陸上



ビリヤード

4 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

■ 趣旨

市民が本市の個性あふれる歴史・文化・自然などの多彩な魅力を認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信します。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 本市の魅力の情報発信

- ① 関係団体等の協力や市実行委員会ホームページ、SNS等を活用し、本市の観光・自然・歴史・文化などの情報発信に努めます。
- ② 全国から弘前市を訪れる人に本市の魅力を伝えるため、案内所や競技会場において、観光パンフレット等を配布します。

(2) 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供

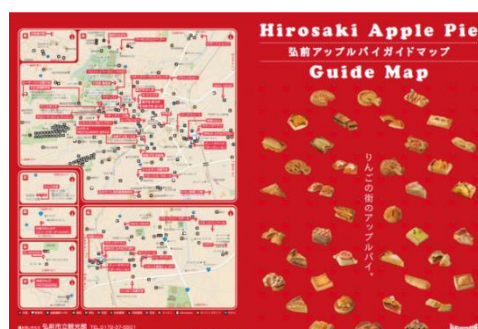
- ① 関係団体等の協力を得て、市実行委員会ホームページやSNS等を活用し、本市の特産品や郷土料理等の紹介を行います。
- ② 競技会場において、協力団体等と協議し特産品等を紹介及びパンフレット等の配布を行います。

■ 実施スケジュール

内 容		令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
(1)	① 市実行委員会ホームページ等による本市の魅力の情報発信			リハ大会	本大会
(2)	② 観光・物産品などのパンフレット等の配布				

本市に関連するガイドブックの例

(左：ひろさきガイドブック 右：弘前アップルパイガイドブック)



(3) 観光ボランティア活動への参加

- ① 関係団体等の協力を得て、観光ボランティア活動への参加を促し、総合案内所等で当市の観光地の魅力を発信することで、大会参加者等に満足してもらえるような案内、交流に努めます。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(3)	① 観光ボランティアガイドの配置			リハ大会	本大会



クレー射撃



ライフル射撃



弓道

5 スポーツを通じたSDGsの推進に寄与する大会

■ 趣旨

環境に配慮した取り組み等により、環境に優しい大会にします。



■ 主な取り組み例・内容

(1) 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施

- ① ボランティアや関係団体等の協力を得ながら、競技会場周辺など市内各所の清掃美化活動に努めます。

■ 実施スケジュール

内 容		令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
(1)	① 競技会場周辺及び市内の清掃美化活動			リハ大会	本大会

清掃活動の様子（右：栃木国体のゴミ拾い啓発用チラシ）



(2) 各競技会場におけるごみの分別の徹底や減量化の推進

- ① 各競技会場において、全国から弘前市を訪れる人にごみの分別の周知に努めます。
- ② 大会関係者等の弁当や飲料等の食べ残しの削減に取り組みます。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	① ごみ分別の徹底、減量化の周知			リハ大会	本大会
	② 食べ残し削減の周知				

(3) マイカーの利用自粛や公共交通機関の利用促進と徒歩や自転車の活用

- ① 会場周辺の交通混雑の緩和や環境への配慮を促すため、自家用車の利用自粛を呼びかけるとともに、必要に応じてシャトルバス等の交通手段を確保し、公共交通機関やシャトルバス等の利用促進に努めます。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	① 公共交通機関等の利用促進			リハ大会	本大会

鹿児島国体での自家用車利用自粛のお願い看板（シャトルバスの運行）



【3】観光・おもてなし活性化プラン

1 接客意識の高揚

■ 趣旨

全国から本市を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えし、心のこもったおもてなしを提供するため、関係機関・関係団体の協力を得て、接客意識の高揚を推進します。

■ 主な取り組み例・内容

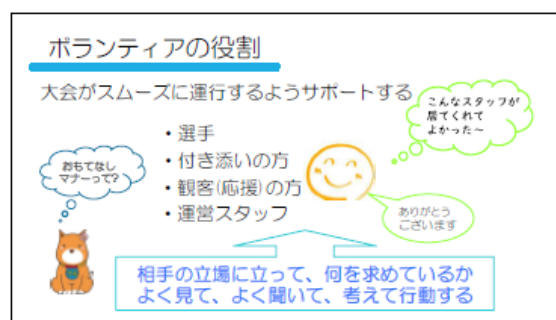
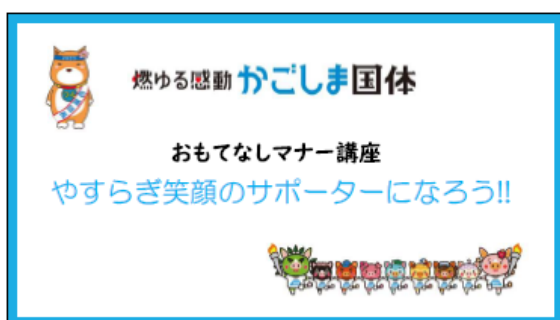
(1) 接客意識の高揚の推進

- ① おもてなしの心を養成するため、大会運営のサポートやボランティア活動参加者に対して必要に応じて研修会等を実施します。

■ 実施スケジュール

内 容		令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
(1)	① 研修会等の実施			リハ大会	本大会

競技会運営ボランティア用研修会資料（鹿児島国体）



2 案内所の設置

■ 趣旨

全国から本市を訪れる人の利便性向上を図るとともに、競技会場、駅等へ案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報を広く提供します。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 競技会場等への案内所の設置

- ① 関係機関等と協議し、ＪＲ弘前駅等に総合案内所を設置します。
- ② 競技団体等と協議し、各競技会場に案内所を設置します。

■ 実施スケジュール

内 容		令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
(1)	① 総合案内所の設置			リハ大会	本大会
	② 競技会場に案内所を設置				

駅構内に設置された総合案内所の様子（佐賀国スポ 佐賀市）



3 休憩所等の設置

■ 趣旨

全国から本市を訪れる人の憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場に休憩所やふるまいコーナーを設置します。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 競技会場への休憩所等の設置

- ① 競技団体等と協議し、各競技会場に設置します。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	① 競技会場に休憩所等を設置			リハ大会	本大会

競技会場に設置された休憩所とおふるまい（佐賀国スポ 多久市）



4 売店等の設置

■ 趣旨

全国から本市を訪れる人の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、競技会場に売店等を設置します。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 競技会場への売等店の設置

- ① 売店出店希望者を募集します。
- ② 関係機関等と協力し、本市の特産品等の紹介及び販売を促進できる売店等を設置します。

■ 実施スケジュール

内 容		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	①② 出店者の募集及び設置			リハ大会	本大会

競技会場に設置された売店等の様子（佐賀国スポ 多久市）



5 歓迎装飾の実施

■ 趣旨

全国から本市を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えするとともに、大会の開催気運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、駅等に歓迎装飾を行います。

■ 主な取り組み例・内容

(1) 競技会場等への歓迎装飾の設置

- ① 関係団体等と協議し、競技会場、ＪＲ弘前駅等効果的な場所に設置します。
- ② のぼり旗、看板、横断幕等の歓迎装飾の設置期間は競技会開催期間及び競技会開催前の必要な期間とします。また、景観等に配慮し、効果的な装飾になるように努めます。
- ③ 歓迎のぼり旗を作成し、競技会場等に設置し選手等の大会関係者を歓迎します。
- ④ 大会開催までの気運の醸成を図るため、カウントダウンボードを設置します。

■ 実施スケジュール

内 容		令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
(1)	①② 駅や会場周辺への効果的な装飾の設置			→	→
	③ 歓迎のぼり旗の作成・設置			→	→
	④ カウントダウンボードの設置		→	→	→



空手道

駅周辺に設置された歓迎装飾の様子（佐賀国スポ 佐賀市）



競技会場や市民交流プラザに設置された手作り応援のぼり旗の様子（佐賀国スポ 小城市）



青森県立弘前工業高等学校製作のカウントダウンボード及び弘前市実行委員会製作のカウントダウンねぶた



**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市開催推進総合計画**

1 趣旨

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの成功に向け、市民総参加の取り組みにより「健康都市弘前」と「共生社会」の実現や、本市の魅力を全国に発信し、地域振興につなげ、心に残る魅力ある大会を目指し、弘前市開催基本方針に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 推進項目

(1) 総務企画関係

① 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、スポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ契機とするとともに、市民の力を結集し、地域の活性化につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

② 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力ある大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

③ 広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高め、計画的かつ効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本市の自然、歴史、文化等の地域資源を全国の方々に向けて発信する。

④ 市民協働

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で、創意工夫をこらし、大会を盛り上げることにより、市民協働のまちづくりの推進を図る。

⑤ 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々に、本市の自然、歴史、文化等の魅力を発信し、触れていただくことで、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(2) 競技式典関係

① 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

② 式典

県等と十分に協議し、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、本市の特色

を生かした式典とする。

③ 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努める。

(3) 宿泊衛生関係

① 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設その他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

② 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保しながら、快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(4) 輸送交通関係

① 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

② 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

3 年次計画

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市広報基本計画

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）の広報活動を推進するため、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、大会に対する市民の関心や参加意欲を高め、計画的かつ効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本市の自然、歴史、文化等の地域資源を全国の方々に向けて発信する。

2 内容

（１）愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

ア 愛称・スローガン等の活用及び普及

イ マスコットキャラクターの活用及び普及

ウ イメージソング「翔ける未来へ」の活用及び普及

（２）印刷物等による広報

各種印刷物や広報物品を作成し、大会開催を広く周知する。

ア ポスター、パンフレット等の作成

イ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載

ウ 広報・啓発用ノベルティグッズの作成

（３）多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

ア ホームページやＳＮＳなどインターネットによる情報発信

イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

ウ さまざまな広報媒体の活用

（４）イベント等による広報

広報・啓発イベントを開催するとともに、関係機関、関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

ア 広報・啓発イベントの開催

イ 県、市、関係機関、関係団体等が開催するイベント等との連携

(5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、大会の開催を周知するとともに、選手・監督をはじめとする来訪者を歓迎する。

ア 広告看板、歓迎看板等の設置

イ 横断幕、懸垂幕等の設置

ウ 案内板、カウントダウンボード等の設置

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市市民協働基本計画

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）の成功に向け、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で、創意工夫をこらし、大会を盛り上げることで、市民協働によるまちづくりの推進を図る。

2 内容

（1）市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりがそれぞれの立場で大会に積極的にに関わり、喜びと感動を共有する大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ 大会関連イベントへの参加

（2）心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な応対
- イ 高齢者や障がい者へ思いやりのある応対
- ウ 安心安全な子供たちの見守り

（3）スポーツに親しむ契機に結びつく大会

市民が様々な形で大会に関わり、生涯にわたってスポーツに親しむきっかけとなる大会とする。

- ア デモンストレーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

(４) 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の個性あふれる歴史・文化・自然などの多彩な魅力を認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する。

- ア 本市の魅力の情報発信
- イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ウ 観光ボランティア活動への参加

(５) スポーツを通じたＳＤＧｓの推進に寄与する大会

環境に配慮した取り組み等により、環境に優しい大会とする。

- ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施
- イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底や減量化の推進
- ウ マイカーの利用自粛や公共交通機関の利用促進と徒歩や自転車の活用

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市観光・おもてなし基本計画

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）における観光・おもてなしについては、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々に、本市の自然、歴史、文化等の魅力を発信し、触れていただくことで、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

（1）接客意識の高揚

全国から本市を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えし、心のこもったおもてなしを提供するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、接客意識の高揚を推進する。

（2）案内所の設置

全国から本市を訪れる人の利便性向上を図るとともに、競技会場、駅等へ案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報を広く提供する。

（3）休憩所等の設置

全国から本市を訪れる人の憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場に休憩所やふるまいコーナー等を設置する。

（4）売店等の設置

全国から本市を訪れる人の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

（5）歓迎装飾の実施

全国から本市を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えするとともに、大会の開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、駅等に歓迎装飾を行う。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市式典実施要項

1 目的

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市式典基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおける式典の実施について、必要な事項を定める。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心からたたえ、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、選手のコンディションや競技運営に配慮し、簡素化に努め、本市の特色を生かした式典とする。

3 式典運営

式典の運営は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会、競技団体及び関係機関・団体等が連携して行う。

4 式典内容

式典の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等に配慮し、必要に応じて変更できるものとする。

(1) 開始式

- ア 開式通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開会のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 選手宣誓
- ケ 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば
- キ 国旗降納（儀礼）
- ク 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）

ケ 競技会終了宣言

コ 閉式通告

5 式典音楽

式典音楽は、原則としてＣＤ、メディアプレーヤー等を使用する。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における式典の実施については、必要に応じこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポ及びその競技別リハーサル大会における式典の実施については、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市情報通信業務実施要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市情報通信基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）における情報通信業務の実施について、必要な事項を定める。

2 情報通信業務の種類

（１）競技会運営に関する情報通信業務

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、競技会場及び練習会場等に必要な通信機器を設置し、式典及び競技会の円滑な運営を図る。

（２）記録業務に関する情報通信業務

市実行委員会は、各競技会場に必要な通信機器を設置し、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び競技団体と連携し、迅速かつ正確な記録情報の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

（３）輸送・交通業務に関する情報通信業務

市実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送及び各競技会場等の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

（４）消防防災・警備業務に関する情報通信業務

市実行委員会は、関係機関等と連携し、消防防災・警備業務の実施に必要な通信体制を整備する。

（５）大会参加者等の便宜に関する情報通信業務

市実行委員会は、交通、宿泊、医療及び観光等の多様な情報並びに競技結果をインターネット等で迅速に提供するサービスを実施し、大会参加者等の便宜を図る。

3 通信機器

情報通信業務を遂行するために使用する主な通信機器は、次のとおりとする。

- （１）携帯電話
- （２）無線通信機器
- （３）パソコン

4 通信機器の設置

- （１）携帯電話、無線通信機器は、各競技会の運営上必要と認める者に携帯させる。
- （２）パソコンは、実施本部等の必要な箇所に設置する。
- （３）通信機器の設置については、各競技会の運営に支障の無い日時までに完了することとし、使用は原則として各競技会の開催期間中とする。

(4) 通信機器の設置数、設置場所については、関係機関等と協議の上決定する。

5 通信機器の管理及び保管

- (1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を配置し、通信機器の管理及び保管を統括する。
- (2) 各競技会終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了した時は、管理責任者はこれを取りまとめ市実行委員会に返還する。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会における情報通信業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポ及びその競技別リハーサル大会における情報通信業務実施については、県実行委員会が主体となって実施する。

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項**

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 部会の名称及び役割

名称は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とし、部会が担う調査研究等の役割は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）弁当調製施設の選定に関すること。
- （2）弁当メニュー及び弁当容器に関すること。
- （3）その他弁当に関すること。

3 その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市競技会場管理運営要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市競技会会場(以下「会場等」という。)の秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場等に入場し、又は入場しようとするすべての者(以下「入場者」という。)が遵守すべき事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において、「会場等」とは青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が使用する競技会場、練習会場及び関連施設(休憩所、通路、売店駐車場、おもてなしのために市実行委員会が使用するエリア等の施設を含む。)をいう。

3 管理運営者

会場等の管理運営者は、市実行委員会会長(以下「会長」という。)とする。

4 持込禁止物

会場等に、次の各号に掲げる物(模造品、類似品を含む。)を持ち込んではいない。ただし、競技物品又は会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銃砲類、エアースoftガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させるもの(銃砲の威力のない銃器を含む。)
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害物質
- (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他の可燃性の危険物
- (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他凶器として使用されるおそれのある物
- (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図画、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他競技会運営に支障を及ぼすおそれのある物
- (7) 塗料類(ペンキ類)
- (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラー付きシューズ、ラジコン、その他通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。)
- (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機
- (11) 動物類(盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。)
- (12) その他入場者に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

- (13) 酒類(市実行委員会が郷土物産品と認めた酒類を販売する場合を除く。)
- (14) ドライアイス
- (15) ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、その他投てき、破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (16) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、スピーカー、その他大きな音が出る物
- (17) クーラーボックス、旅行用カバンその他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (18) その他会場等の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

5 禁止行為

会場等において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること
- (2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること
- (3) 機器を使用し、むやみに大音量を発すること
- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと
- (5) 入場者を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者に面会を強要し、又は入場者の通行の妨害となる行為をすること
- (6) 抗議集会、デモ等、会場等の秩序を乱すおそれのある行為をすること
- (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又はごみその他の汚物を廃棄すること
- (8) 酒類、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする
- (9) 市実行委員会が発行する駐車許可証等が必要な区域に無許可で自動車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること
- (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐輪すること
- (11) たき火、電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること
- (12) テント、小屋掛けその他工作物を設けること
- (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること
- (14) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること
- (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧噪にわたる行為をすること
- (16) 会場等内の入場管理エリア及び入場規制エリアに正当な入場券又はADカードを所持せず入場し又は入場しようとする
- (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること
- (18) その他会場等における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者に迷若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること
- (19) 他の入場者の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと
- (20) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること

6 その他遵守事項

入場者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AD カードを所持する者は、AD カード等を外部から視認できるように指定された方法により携帯し、係員の求めがある場合はこれを提示すること
- (2) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること
- (3) 会場等における秩序の保持と大会の円滑な運営のための手荷物、所持品等の検査に協力すること
- (4) 指定された席又はスタンドエリア内において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと
- (5) 係員に入場券及び身分証明書等の提示を求められた時は、これに応じること

7 入場制限等

会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、入場制限等を行うことができる。

- (1) 会長は、この要項に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、会場等への入場を拒み、又は退場を命じるなどの必要な措置をとることができる。
- (2) 会長は、競技会の安全な運営のための必要と認められるときは、会場等の入場制限を実施することができる。

8 その他

- (1) 市実行委員会が、会場等の設営及び運営を行う場合には適用しないものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、会場等の管理及び運営に関し必要な事項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会事務局長が別に定める。
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市リハーサル大会においては本要項を準用して運営を行う。

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会則**

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、弘前市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 弘前市を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、弘前市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、

又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 8 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
- 9 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和4年8月23日から施行する。

2 実行委員会の令和4年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和5年3月31日までとする。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 広報、市民協働及び歓迎・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通及び警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会専門委員会規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則（令和4年8月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。
(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月14日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
総務企画専門委員会名簿（R7. 2. 6時点）

【委員 15名】

◎委員長
○副委員長

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
産業・経済関係	弘前商工会議所	専務理事	土岐 俊二

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	企画部長	外川 吉彦

委員 13名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
医療・福祉関係	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	事務局長	安田 昭弘
学校・教育関係	弘前地区小学校長会	致遠小学校長	工藤 隆幸
学校・教育関係	弘前市中学校長会	弘前地区中学校体育連盟会長	小笠原 恭史
産業・経済関係	岩木山商工会	会長	石田 豊章
観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	専務理事	白戸 孝之
観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前市物産協会	事務局長	櫻庭 淳
市関係	弘前市	福祉部長	秋元 哲
市関係	弘前市	観光部長	神 雅昭
市関係	弘前市	市民生活部長	佐藤 真紀
市関係	弘前市	健康こども部長	佐伯 尚幸
市関係	弘前市	岩木総合支所長	野呂 智子
市関係	弘前市	教育部長	成田 正彦

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
競技式典専門委員会名簿（R7. 2. 4時点）

【委員 10名】

◎委員長
○副委員長

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
スポーツ関係	公益財団法人弘前市スポーツ協会	専務理事	猪股 豊

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市教育委員会	教育部長	成田 正彦

委員 8名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
競技団体	青森県体操協会	副会長	川村 敬
競技団体	青森県ソフトボール協会	副理事長	笹 浩一郎
競技団体	青森県弓道連盟	理事	高屋 憲幸
競技団体	青森県ライフル射撃協会	事務局	谷口 友明
競技団体	青森県空手道連盟	理事長	中畑 桂
競技団体	青森県クレ射撃協会	常務理事	相馬 学
競技団体	青森県高等学校野球連盟	事務局次長	青山 和史
学校・教育関係	青森県高等学校長協会中南地区	尾上総合高等学校校長	杉森 晋

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
宿泊衛生専門委員会名簿（R7. 2. 6時点）

【委員 9名】

◎委員長
○副委員長

委員長 1名

（順不同・敬称略）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	専務理事	白戸 孝之

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	観光部長	神 雅昭

委員 7名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
観光・宿泊・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	木村 知紀
医療・福祉関係	一般社団法人弘前市医師会	会長	柿崎 良樹
医療・福祉関係	一般社団法人弘前歯科医師会	地域医療保健 担当理事	松山 貴紀
医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	中村 康司
医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会中弘南黒支部	中弘南黒支部長	鈴木 由美子
国・県関係	中南地域県民局	地域健康福祉部保健総室次長	和栗 敦

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
輸送交通専門委員会名簿（R7. 2. 4時点）

【委員 9名】

◎委員長
○副委員長

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	都市整備部長	小山内 孝紀

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
輸送・交通関係	青森県タクシー協会弘前支部	事務局長	玉川 光幸

委員 7名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
輸送・交通関係	弘南バス株式会社	観光部長	加福 憲三
産業・経済関係	津軽地区建物管理事業協同組合	専務理事	田村 元盛
輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	弘前統括センター所長	田口 義則
輸送・交通関係	弘南鉄道株式会社	業務部長	中田 正志
輸送・交通関係	弘前交通安全協会	会長	小山 三千雄
医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	中村 康司
国・県関係	弘前警察署	警備課長	石田 勝也